大阪府営公園指定管理候補者の選定結果について

（指定期間　令和４年４月から５年間の６公園）

大阪府では、令和３年度末に指定管理期間を満了する９公園のうち６公園について、令和４年度から令和９年度までの指定管理者を選定するため公募を行いました。

このたび、「大阪府都市公園指定管理者選定委員会」の選定結果を受けて、下記の通り、指定管理候補者を決定しました。

今後、大阪府議会の議決を経て、指定管理者を指定する予定です。

１．申請団体数、申請団体名称、指定管理候補者及び次点者

（１）申請団体数、申請団体名称及び指定管理候補者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公園名 | 申請団体数 | 指定管理候補者 |
| 箕面公園 | ２団体 | グループ名：メイプルハーツ企業共同体  構成員名　：株式会社ハートス、株式会社田中造園土木、  環境科学大阪株式会社、株式会社シティライフNEW |
| 深北緑地 | １団体 | グループ名：深北緑地パートナーズ  構成員名　：美津濃株式会社、西武造園株式会社、株式会社地域環境計画 |
| 枚岡公園 | １団体 | グループ名：枚岡公園指定管理グループ  構成員名　：一般財団法人大阪府公園協会、阪神造園建設業協同組合 |
| 錦織公園 | １団体 | グループ名：錦織公園指定管理グループ  構成員名　：一般財団法人大阪府公園協会、泉北エンタープライズ株式会社、  株式会社川田正樹園、株式会社竹中庭園、  東光園緑化株式会社関西支店、株式会社塚本造園土木、  丸善食品株式会社 |
| 長野公園 | １団体 | グループ名：都市公園長野公園管理共同体  構成員名　：近畿ビルサービス株式会社、株式会社ナイス |
| 住之江公園 | １団体 | グループ名：都市公園住之江公園指定管理共同体  構成員名　：大代ゼンテックス株式会社、特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構 |

（２）次点者

|  |  |
| --- | --- |
| 公園名 | 次点者 |
| 箕面公園 | グループ名：チーム子どもの未来根のね |

２．審査結果の概要

（１）総評

・申請書類やヒアリング結果について、審査基準に基づき審査を行い、指定管理候補者を選定した。

・指定管理候補者の提案は、多様で具体的なイベントなどのソフト事業の提案がなされているなど、総じて公園の利用促進や利便性の向上が期待できる。

・また、植物管理について、それぞれの植物の特性を踏まえた最適な管理方法の提案がなされているなど、総じて良好な管理が期待できる。

・その他、全般にわたり、指定管理候補者の提案は、いずれも府が求める水準を満たしている。

・以上のことから、指定管理候補者は、各府営公園の管理運営業務を最も適正かつ確実に行うことができると判断した。

・なお、指定管理候補者は、指定を受けた後、府との事前協議を経た上で、提案した内容を着実に実施するとともに、多様化するニーズに応じ、より適切な管理運営に努められたい。

（２）各公園の指定管理候補者の選定理由及び点数

①箕面公園

　（選定理由）

・公園の利用促進、利便性向上について、昆虫館前を「まちやまラボ（コミュニケーションスペース）」として整備し、キッチンカーによるカフェスペースを設置するなど、多様で具体的な提案が高く評価でき、その効果が期待できる。

・昆虫館の管理運営について、利用促進に向け、専門性を活かした対象年齢ごとの体験プログラムを展開するなど具体的な提案がなされており、良好な管理運営が期待できる。

　　・植物管理について、モミジの再生と更新に向け、苗の育成、植栽、景観、林相改善などについて、具体的な提案が高く評価でき、良好な管理が期待できる。

・その他の項目についても、府が求める水準を十分満たしている。

（点数）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 配点 | メイプルハーツ企業共同体  （指定管理  候補者） | チーム子どもの未来根のね  （次点者） |
| 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | ・平等利用 | 1点 | 0.75 | 0.35 |
| 公園の効用を最大限発揮するための方策 | ・安全・安心  ・適切な管理（考え方）  ・利用促進・利便性向上  ・維持管理や運営の  内容・的確性 | 33点 | 21.60 | 12.80 |
| 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | ・人的能力  ・財政的基盤 | 6点 | 4.80 | 1.90 |
| 管理に係る経費の縮減に関する方策  （提案金額） |  | 50点 | 50.00  (580,225千円) | 47.69  (608,300千円) |
| その他管理に際して必要な事項 | ・府施策との整合 | 10点 | 5.05 | 2.70 |
| 合計 |  | 100点 | 82.20 | 65.44 |

（参考）

　【メイプルハーツ企業共同体（指定管理候補者）】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 配点 | 委員Ａ | 委員Ｂ | 委員Ｃ | 委員Ｄ | 得点 |
| 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | 1点 | 0.8 | 0.8 | 0.8 | 0.6 | 0.75 |
| 公園の効用を最大限発揮するための方策 | 33点 | 21.6 | 23.6 | 21.6 | 19.6 | 21.60 |
| 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | 6点 | 4.8 | 4.8 | 4.8 | 4.8 | 4.80 |
| 管理に係る経費の縮減に関する方策 | 50点 | 50.00 | | | | 50.00 |
| その他管理に際して必要な事項 | 10点 | 5.2 | 5.0 | 4.8 | 5.2 | 5.05 |
| 合計 | 100点 | 82.40 | 84.20 | 82.00 | 80.20 | 82.20 |

　【チーム子どもの未来根のね（次点者）】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 配点 | 委員Ａ | 委員Ｂ | 委員Ｃ | 委員Ｄ | 得点 |
| 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | 1点 | 0.2 | 0.6 | 0.4 | 0.2 | 0.35 |
| 公園の効用を最大限発揮するための方策 | 33点 | 9.4 | 18.0 | 17.0 | 6.8 | 12.80 |
| 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | 6点 | 1.7 | 2.1 | 2.1 | 1.7 | 1.90 |
| 管理に係る経費の縮減に関する方策 | 50点 | 47.69 | | | | 47.69 |
| その他管理に際して必要な事項 | 10点 | 2.4 | 3.0 | 2.8 | 2.6 | 2.70 |
| 合計 | 100点 | 61.39 | 71.39 | 69.99 | 58.99 | 65.44 |

注：管理に係る経費の縮減に関する方策の項目は、提案価格により点数が算出されるため、委員別の記載としていない。

②深北緑地

（選定理由）

・安心・安全について、波の広場でのスケートボード利用に関し、よりきめ細やかに対応するなどの提案が評価でき、利用者の安全確保が期待できる。

・公園の利用促進、利便性向上について、レストハウスをリニューアルし、公園でのスポーツ活動を促進する「健康増進ラボ」を設置・運営する提案や、飲食提供事業でのキャッシュレス化、平日の駐車場料金割引、利用者満足度向上のための利用者ニーズ把握の具体策など、多様で具体的な提案が高く評価でき、その効果が期待できる。

・「新しい生活様式」への対応について、密を避けるため、室内で行っていた運動プログラムを屋外で行う提案や、自宅で運動を楽しめるようオンラインで運動プログラム配信を行う提案がなされており、効果が期待できる。

・植物管理について、「サクラの名所」を未来につなげることを目指した育成方法など具体的な提案が高く評価でき、良好な管理が期待できる。

・その他の項目についても、府が求める水準を十分満たしている。

（点数）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 配点 | 深北緑地  パートナーズ  （指定管理候補者） |
| 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | ・平等利用 | 1点 | 0.70 |
| 公園の効用を最大限発揮するための方策 | ・安全・安心  ・適切な管理（考え方）  ・利用促進・利便性向上  ・維持管理や運営の内容・的確性 | 33点 | 21.00 |
| 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | ・人的能力  ・財政的基盤 | 6点 | 5.20 |
| 管理に係る経費の縮減に関する方策  （提案金額） |  | 50点 | 50.00  (332,800千円) |
| その他管理に際して必要な事項 | ・府施策との整合 | 10点 | 4.00 |
| 合計 |  | 100点 | 80.90 |

（参考）

　【深北緑地パートナーズ（指定管理候補者）】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 配点 | 委員Ａ | 委員Ｂ | 委員Ｃ | 委員Ｄ | 得点 |
| 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | 1点 | 0.8 | 0.8 | 0.6 | 0.6 | 0.70 |
| 公園の効用を最大限発揮するための方策 | 33点 | 21.0 | 24.2 | 19.6 | 19.2 | 21.00 |
| 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | 6点 | 5.2 | 5.2 | 5.2 | 5.2 | 5.20 |
| 管理に係る経費の縮減に関する方策 | 50点 | 50.00 | | | | 50.00 |
| その他管理に際して必要な事項 | 10点 | 3.6 | 4.4 | 3.8 | 4.2 | 4.00 |
| 合計 | 100点 | 80.60 | 84.60 | 79.20 | 79.20 | 80.90 |

注：管理に係る経費の縮減に関する方策の項目は、提案価格により点数が算出されるため、委員別の記載としていない。

③枚岡公園

　（選定理由）

・公園の利用促進、利便性向上について、散策路の魅力向上のため、スツールやベンチなどを設置したミニ展望台や休憩所の設置や隣接するなるかわ園地（府民の森）や枚岡神社と連携したイベントや情報発信など、多様で具体的な提案が高く評価でき、その効果が期待できる。

・「新しい生活様式」への対応について、密を避けるための休憩所の分散利用などの提案がなされており、効果が期待できる。

・植物管理について、特殊庭園である梅林の剪定や病害虫防除の方法、管理履歴等のデータ集積と管理作業への活用などについて、具体的な提案がなされており、良好な管理が期待できる。

・その他の項目についても、府が求める水準を十分満たしている。

　（点数）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 配点 | 枚岡公園指定管理グループ  （指定管理候補者） |
| 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | ・平等利用 | 1点 | 0.60 |
| 公園の効用を最大限発揮するための方策 | ・安全・安心  ・適切な管理（考え方）  ・利用促進・利便性向上  ・維持管理や運営の内容・的確性 | 33点 | 19.70 |
| 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | ・人的能力  ・財政的基盤 | 6点 | 5.10 |
| 管理に係る経費の縮減に関する方策  （提案金額） |  | 50点 | 50.00  (338,196千円) |
| その他管理に際して必要な事項 | ・府施策との整合 | 10点 | 4.05 |
| 合計 |  | 100点 | 79.45 |

（参考）

　【枚岡公園指定管理グループ（指定管理候補者）】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 配点 | 委員Ａ | 委員Ｂ | 委員Ｃ | 委員Ｄ | 得点 |
| 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | 1点 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.60 |
| 公園の効用を最大限発揮するための方策 | 33点 | 17.8 | 21.8 | 18.4 | 20.8 | 19.70 |
| 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | 6点 | 4.8 | 5.2 | 5.2 | 5.2 | 5.10 |
| 管理に係る経費の縮減に関する方策 | 50点 | 50.00 | | | | 50.00 |
| その他管理に際して必要な事項 | 10点 | 4.0 | 4.4 | 3.8 | 4.0 | 4.05 |
| 合計 | 100点 | 77.20 | 82.00 | 78.00 | 80.60 | 79.45 |

注：管理に係る経費の縮減に関する方策の項目は、提案価格により点数が算出されるため、委員別の記載としていない。

④錦織公園

　（選定理由）

・公園の利用促進、利便性向上について、園内移動のサービス向上のための電動自転車の貸し出しや公園をより活用してもらうための公園コーディネータの配置、平日の駐車場料金無料化など、多様で具体的な提案が高く評価でき、その効果が期待できる。

・植物管理について、里山の公園としての景観づくりやしゃくなげの谷の日照改善、特殊庭園である河内の里の特性を踏まえた管理方法などについて具体的な提案がなされており、良好な管理が期待できる。

・その他の項目についても、府が求める水準を十分満たしている。

　（点数）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 配点 | 錦織公園指定管理グループ  （指定管理候補者） |
| 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | ・平等利用 | 1点 | 0.60 |
| 公園の効用を最大限発揮するための方策 | ・安全・安心  ・適切な管理（考え方）  ・利用促進・利便性向上  ・維持管理や運営の内容・的確性 | 33点 | 21.15 |
| 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | ・人的能力  ・財政的基盤 | 6点 | 4.71 |
| 管理に係る経費の縮減に関する方策  （提案金額） |  | 50点 | 50.00  (527,777千円) |
| その他管理に際して必要な事項 | ・府施策との整合 | 10点 | 3.00 |
| 合計 |  | 100点 | 79.46 |

（参考）

　【錦織公園指定管理グループ（指定管理候補者）】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 配点 | 委員Ａ | 委員Ｂ | 委員Ｃ | 委員Ｄ | 得点 |
| 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | 1点 | 0.4 | 0.8 | 0.6 | 0.6 | 0.6 |
| 公園の効用を最大限発揮するための方策 | 33点 | 20.0 | 24.2 | 20.4 | 20.0 | 21.15 |
| 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | 6点 | 4.91 | 4.91 | 4.51 | 4.51 | 4.71 |
| 管理に係る経費の縮減に関する方策 | 50点 | 50.00 | | | | 50.00 |
| その他管理に際して必要な事項 | 10点 | 2.8 | 3.2 | 2.8 | 3.2 | 3.00 |
| 合計 | 100点 | 78.11 | 83.11 | 78.31 | 78.31 | 79.46 |

注：管理に係る経費の縮減に関する方策の項目は、提案価格により点数が算出されるため、委員別の記載としていない。

⑤長野公園

　（選定理由）

・公園の利用促進、利便性向上について、地域の各種団体と連携したフェスティバルやイベント、キャンプ可能エリアの拡張、各地区に隣接する寺院と連携したイベントなど、多様で具体的な提案が高く評価でき、その効果が期待できる。

・公園施設の維持管理について、５地区にまたがる当公園の巡視、清掃、危険木対策や植物管理などについて適切な管理方法の提案がなされており、良好な管理が期待できる。

・その他の項目についても、府が求める水準を十分満たしている。

　（点数）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 配点 | 都市公園長野公園管理共同体  （指定管理候補者） |
| 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | ・平等利用 | 1点 | 0.55 |
| 公園の効用を最大限発揮するための方策 | ・安全・安心  ・適切な管理（考え方）  ・利用促進・利便性向上  ・維持管理や運営の内容・的確性 | 33点 | 18.40 |
| 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | ・人的能力  ・財政的基盤 | 6点 | 4.60 |
| 管理に係る経費の縮減に関する方策  （提案金額） |  | 50点 | 50.00  (265,000千円) |
| その他管理に際して必要な事項 | ・府施策との整合 | 10点 | 9.00 |
| 合計 |  | 100点 | 82.55 |

（参考）

　【都市公園長野公園管理共同体（指定管理候補者）】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 配点 | 委員Ａ | 委員Ｂ | 委員Ｃ | 委員Ｄ | 得点 |
| 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | 1点 | 0.4 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.55 |
| 公園の効用を最大限発揮するための方策 | 33点 | 17.8 | 20.0 | 19.0 | 16.8 | 18.4 |
| 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | 6点 | 4.4 | 4.8 | 4.8 | 4.4 | 4.60 |
| 管理に係る経費の縮減に関する方策 | 50点 | 50.00 | | | | 50.00 |
| その他管理に際して必要な事項 | 10点 | 9.0 | 9.2 | 8.8 | 9.0 | 9.00 |
| 合計 | 100点 | 81.60 | 84.60 | 83.20 | 80.80 | 82.55 |

注：管理に係る経費の縮減に関する方策の項目は、提案価格により点数が算出されるため、委員別の記載としていない。

⑥住之江公園

　（選定理由）

・公園の利用促進、利便性向上について、地域ボランティア団体と連携したイベントや防犯カメラの増設など、多様で具体的な提案が高く評価でき、その効果が期待できる。

・「新しい生活様式」への対応について、不特定多数の利用が見込まれる場所の抗菌加工や、レンタルチェアの提供など、利用者が安心して、密を避けながら公園を利用できる提案がなされており、効果が期待できる。

・植物管理について、花と緑のスクエアの草花の植え付けや育成に併せたパーゴラ等の付帯設備の塗装などによる景観形成の向上など、具体的な提案がなされており、高く評価でき、良好な管理が期待できる。

・その他の項目についても、府が求める水準を十分満たしている。

　（点数）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 配点 | 都市公園住之江公園指定管理共同体  （指定管理候補者） |
| 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | ・平等利用 | 1点 | 0.65 |
| 公園の効用を最大限発揮するための方策 | ・安全・安心  ・適切な管理（考え方）  ・利用促進・利便性向上  ・維持管理や運営の内容・的確性 | 33点 | 18.80 |
| 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | ・人的能力  ・財政的基盤 | 6点 | 5.00 |
| 管理に係る経費の縮減に関する方策  （提案金額） |  | 50点 | 50.00  (347,545千円) |
| その他管理に際して必要な事項 | ・府施策との整合 | 10点 | 8.15 |
| 合計 |  | 100点 | 82.60 |

（参考）

　【都市公園住之江公園指定管理共同体（指定管理候補者）】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 配点 | 委員Ａ | 委員Ｂ | 委員Ｃ | 委員Ｄ | 得点 |
| 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | 1点 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.8 | 0.65 |
| 公園の効用を最大限発揮するための方策 | 33点 | 18.6 | 18.6 | 16.6 | 21.4 | 18.80 |
| 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | 6点 | 4.8 | 5.2 | 4.8 | 5.2 | 5.00 |
| 管理に係る経費の縮減に関する方策 | 50点 | 50.00 | | | | 50.00 |
| その他管理に際して必要な事項 | 10点 | 8.4 | 8.2 | 7.8 | 8.2 | 8.15 |
| 合計 | 100点 | 82.40 | 82.60 | 79.80 | 85.60 | 82.60 |

注：管理に係る経費の縮減に関する方策の項目は、提案価格により点数が算出されるため、委員別の記載としていない。

３．公募の経緯

（１）募集要項の配付期間

　令和３年４月７日（水曜日）から６月21日（月曜日）まで

（２）申請に関する説明会

　令和３年４月15日（木曜日）

（３）現地施設案内

　令和３年４月20日（火曜日）から４月23日（金曜日）まで

（４）申請書の受付期間

　令和３年６月11日（金曜日）から６月21日（月曜日）まで

４．大阪府都市公園指定管理者選定委員会開催概要

①委員

指定管理者の選定を引き続き実施することから、現時点は委員の氏名は非公開とし、選定が終了した後速やかに公表するものとする。

②委員選定の考え方

申請に係る収支計画や安定的な経営基盤、管理運営に係る法的課題、利用者の視点など様々な視点から意見を聴取するため、弁護士、公認会計士及び経営分野の学識経験者から各２名、造園に関する学識経験者から３名の計９名を選定した。本委員会に、PMO型部会、ソフト充実型部会の２つの部会を設置し、本審査はソフト充実型部会において行った。

③審査の経緯

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 回数 | 実施日 | 内容 |
| ― | 令和３年１月15日（金曜日） | 現地視察 |
| ― | 令和３年１月18日（月曜日） |
| 第１回 | 令和３年２月15日（月曜日） | 募集要項の審議、審査基準の決定等 |
| 第２回 | 令和３年２月26日（金曜日） |
| 第３回 | 令和３年７月７日（水曜日） | 申請者から提出された申請書類の審議（ヒアリング項目の確認） |
| 第４回 | 令和３年７月21日（水曜日） | 申請者へのヒアリング |
| 第５回 | 令和３年７月28日（水曜日） |
| 第６回 | 令和３年８月４日（水曜日） | 指定管理候補者及び次点者の選定 |